阿蘇市教育委員会告示第18号

阿蘇市成人式実行委員会設置要領を次のように定める。

令和3年7月26日

阿蘇市教育委員会

阿蘇市成人式実行委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、阿蘇市成人式の企画運営に新成人等が関わることにより、成人式を有意義な ものとするため阿蘇市成人式実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。

(根拠要綱)

第2条 阿蘇市成人式実施要綱第7条の規定に基づき、本要領を定める。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、成人式の企画運営を行う。

(組織)

第4条 実行委員会の委員は、18人以内をもって組織する。

- 2 委員は、当年度及び翌年度の成人式の対象者の中から教育長が委嘱する。
- 3 委員は、委嘱の日から翌年1月31日までの任期とし、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 実行委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱前の最初の会議は、教育長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 実行委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 実行委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。 (庶務)
- 第7条 実行委員会の庶務は、阿蘇市教育部教育課において行う。

附 則

(施行期日)

この要領は、告示の日から施行する。